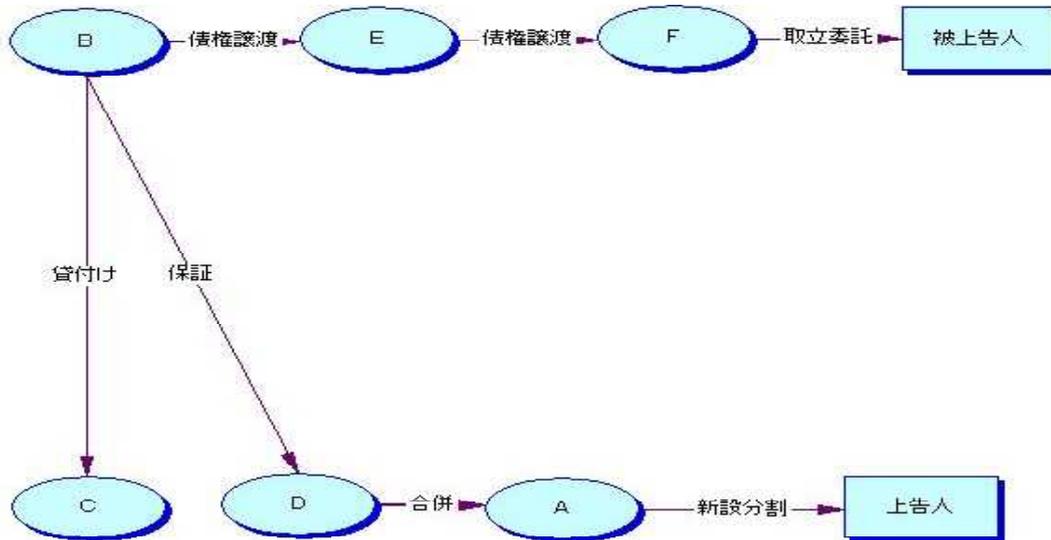


会社の新設分割による不動産の承継は詐害行為取消権の対象となる
(最判小2平成24・10・12民集66巻10号3311頁)

大阪学院大学大学院教授 細見利明



1 事案の概要

(1) 被上告人（原告，被控訴人）は，債権管理回収業に関する特別措置法2条3項に規定する債権回収会社であり，貸金債権者Fから債権回収の委託を受けた者である。なお，債権回収会社とは，弁護士法の特例として，弁護士又は弁護士法人以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行うことを認められた法務大臣の許可を受けた会社である。

上告人（被告，控訴人）は，保証債務の債務者Aから新設分割された会社であり，会社の新設分割によりAが所有していた不動産を承継し，所有権移転登記を受けた者である。

(2) B（信用組合）は，平成12年12月13日，Cに対し，5億6000万円を貸し付け，同日，Dが保証した。その後，債権者のBはEに，EはFに，順次貸金債権を譲渡したので，Fが貸金債権と保証債権の債権者になった。Fは，被上告人に本件貸金債権の管理及び回収を委託した。

(3) 保証人のDはAに吸収合併された。

(4) Aは本件不動産以外に見るべき資産を有していなかったところ，Aは，平成19年9月1日，株式会社である上告人を新設分割し，本件不動産を上告人に承継させ，会社分割を原因とする所有権移転登記を経由した。なお，本件保証債務は上告人に承継されずAが保証人にとどまったが，Aの資産は上告人が新設分割により発行した株式のみであった。

(5) 被上告人は，上告人に対し，詐害行為取消権を行使し，本件不動産に対する所有権

移転登記の抹消登記手続を求める訴訟を提起した。第1審は被上告人の請求を認容し、控訴審は上告人の控訴を棄却したので、上告人が上告受理を申し立てた。

2 最高裁判決（上告棄却）

「新設分割は、一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることであるから（会社法2条30号）、財産権を目的とする法律行為としての性質を有するものであるということが出来るが、他方で、新たな会社の設立をその内容に含む会社の組織に関する行為でもある。財産権を目的とする法律行為としての性質を有する以上、会社の組織に関する行為であることを理由として直ちに新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することはできないが（大審院大正7年（オ）第464号同年10月28日判決・民録24輯2195頁参照）、このような新設分割の性質からすれば、当然に新設分割が詐害行為取消権行使の対象になると解することもできず、新設分割について詐害行為取消権を行使してこれを取り消すことができるか否かについては、新設分割に関する会社法その他の法令における諸規定の内容を更に検討して判断することを要するというべきである。

そこで検討すると、まず、会社法その他の法令において、新設分割が詐害行為取消権行使の対象となることを否定する明文の規定は存しない。また、会社法上、新設分割をする株式会社（以下「新設分割株式会社」という。）の債権者を保護するための規定が設けられているが（同法810条）、一定の場合を除き新設分割株式会社に対して債務の履行を請求できる債権者は上記規定による保護の対象とはされておらず、新設分割により新たに設立する株式会社（以下「新設分割設立株式会社」という。）にその債権に係る債務が承継されず上記規定による保護の対象ともされていない債権者については、詐害行為取消権によってその保護を図る必要性がある場合が存するところである。

ところで、会社法上、新設分割の無効を主張する方法として、法律関係の画一的確定等の観点から原告適格や提訴期間を限定した新設分割無効の訴えが規定されているが（同法828条1項10号）、詐害行為取消権の行使によって新設分割を取り消したとしても、その取消しの効力は、新設分割による株式会社の設立の効力には何ら影響を及ぼすものではないというべきである。したがって、上記のように債権者保護の必要性がある場合において、会社法上新設分割無効の訴えが規定されていることをもって、新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することはできない。

そうすると、株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立株式会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることもできない新設分割株式会社の債権者は、民法424条の規定により、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができると解される。この場合においては、その債権の保全に必要な限度で新設分割設立株式会社への権利の承継の効力を否定することができるというべきである。」

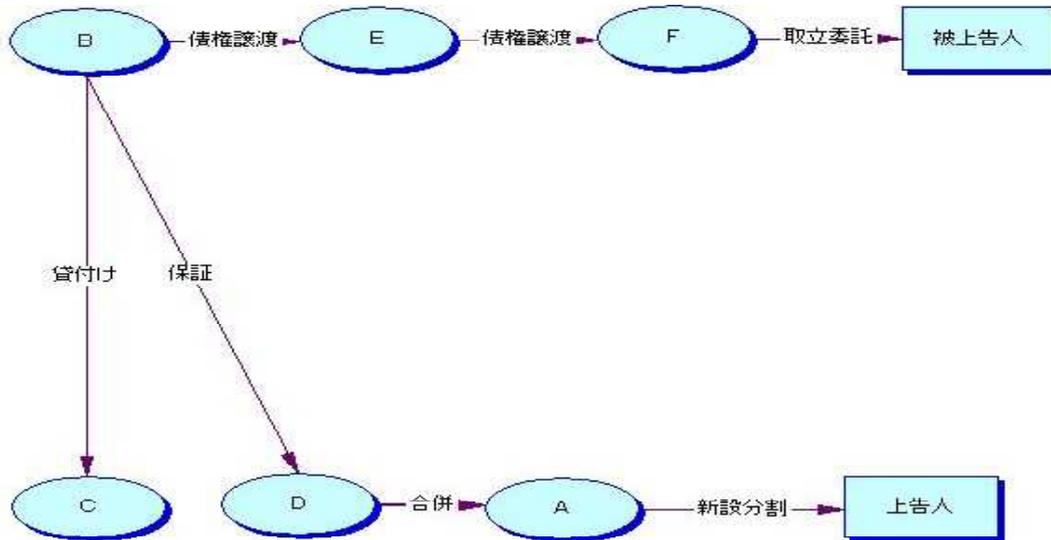
3 感想

私も、本件のようなことは、顧問先の金融機関から相談を受けたことがある。そのような馬鹿なことがあるものかと思っただが、本件と同じように、債務は承継せず、不動産は全部承継してもぬけの殻にする会社分割が行われていた。詐害行為取消権の行使も考えたが、訴訟の提起には内部の合意も必要であり、費用も要するのでそう簡単ではない。結局、担当者次元で交渉して解決した模様であるが詳細は承知していない。

このような会社分割は、債権者の債権の引き当てにとしては不動産の代わりに株式があるから同じであろうとの考えで認められたのかもしれないが、債権者の立場からすれば、差し押さえることができる不動産があるのと、差押えが困難極まる株式があるのでは全く異なる。このようなことが十分に議論されないまま立法されたのであろうか。「債務を合法的に免れる法」として新設分割が流行しているのは極めて遺憾である。

会社の新設分割による不動産の承継は詐害行為取消権の対象となる
(最判小2平成24・10・12民集66巻10号3311頁)

大阪学院大学大学院教授 細見利明



1 事案の概要

(1) 被上告人（原告，被控訴人）は，債権管理回収業に関する特別措置法2条3項に規定する債権回収会社であり，貸金債権者Fから債権回収の委託を受けた者である。なお，債権回収会社とは，弁護士法の特例として，弁護士又は弁護士法人以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行うことを認められた法務大臣の許可を受けた会社である。

上告人（被告，控訴人）は，保証債務の債務者Aから新設分割された会社であり，会社の新設分割によりAが所有していた不動産を承継し，所有権移転登記を受けた者である。

(2) B（信用組合）は，平成12年12月13日，Cに対し，5億6000万円を貸し付け，同日，Dが保証した。その後，債権者のBはEに，EはFに，順次貸金債権を譲渡したので，Fが貸金債権と保証債権の債権者になった。Fは，被上告人に本件貸金債権の管理及び回収を委託した。

(3) 保証人のDはAに吸収合併された。

(4) Aは本件不動産以外に見るべき資産を有していなかったところ，Aは，平成19年9月1日，株式会社である上告人を新設分割し，本件不動産を上告人に承継させ，会社分割を原因とする所有権移転登記を経由した。なお，本件保証債務は上告人に承継されずAが保証人にとどまったが，Aの資産は上告人が新設分割により発行した株式のみであった。

(5) 被上告人は，上告人に対し，詐害行為取消権を行使し，本件不動産に対する所有権

移転登記の抹消登記手続を求める訴訟を提起した。第1審は被上告人の請求を認容し、控訴審は上告人の控訴を棄却したので、上告人が上告受理を申し立てた。

2 最高裁判決（上告棄却）

「新設分割は、一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることであるから（会社法2条30号）、財産権を目的とする法律行為としての性質を有するものであるということが出来るが、他方で、新たな会社の設立をその内容に含む会社の組織に関する行為でもある。財産権を目的とする法律行為としての性質を有する以上、会社の組織に関する行為であることを理由として直ちに新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することはできないが（大審院大正7年（オ）第464号同年10月28日判決・民録24輯2195頁参照）、このような新設分割の性質からすれば、当然に新設分割が詐害行為取消権行使の対象になると解することもできず、新設分割について詐害行為取消権を行使してこれを取り消すことができるか否かについては、新設分割に関する会社法その他の法令における諸規定の内容を更に検討して判断することを要するというべきである。

そこで検討すると、まず、会社法その他の法令において、新設分割が詐害行為取消権行使の対象となることを否定する明文の規定は存しない。また、会社法上、新設分割をする株式会社（以下「新設分割株式会社」という。）の債権者を保護するための規定が設けられているが（同法810条）、一定の場合を除き新設分割株式会社に対して債務の履行を請求できる債権者は上記規定による保護の対象とはされておらず、新設分割により新たに設立する株式会社（以下「新設分割設立株式会社」という。）にその債権に係る債務が承継されず上記規定による保護の対象ともされていない債権者については、詐害行為取消権によってその保護を図る必要性がある場合が存するところである。

ところで、会社法上、新設分割の無効を主張する方法として、法律関係の画一的確定等の観点から原告適格や提訴期間を限定した新設分割無効の訴えが規定されているが（同法828条1項10号）、詐害行為取消権の行使によって新設分割を取り消したとしても、その取消しの効力は、新設分割による株式会社の設立の効力には何ら影響を及ぼすものではないというべきである。したがって、上記のように債権者保護の必要性がある場合において、会社法上新設分割無効の訴えが規定されていることをもって、新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することはできない。

そうすると、株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立株式会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることもできない新設分割株式会社の債権者は、民法424条の規定により、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができると解される。この場合においては、その債権の保全に必要な限度で新設分割設立株式会社への権利の承継の効力を否定することができるというべきである。」

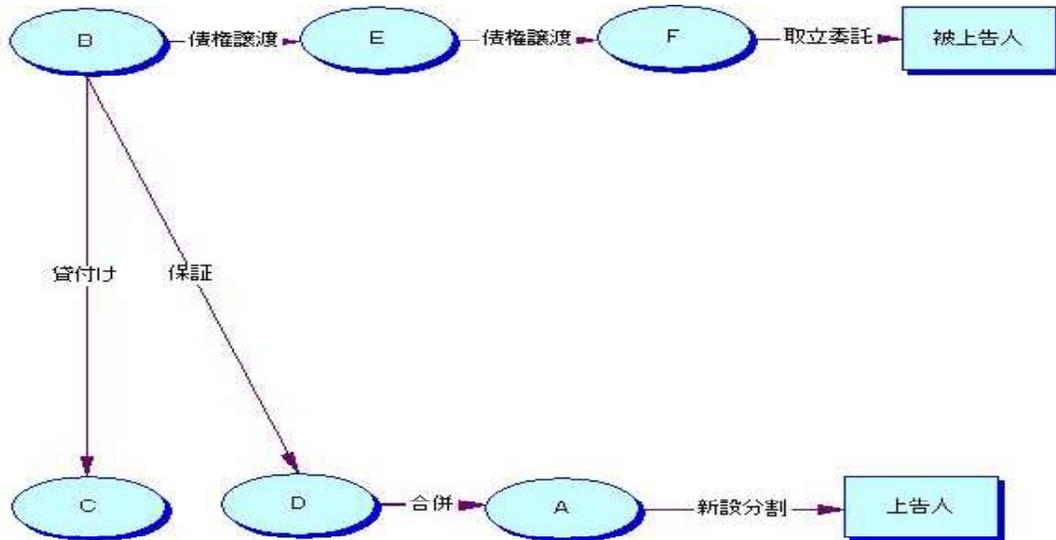
3 感想

私も、本件のようなことは、顧問先の金融機関から相談を受けたことがある。そのような馬鹿なことがあるものかと思ったが、本件と同じように、債務は承継せず、不動産は全部承継してもぬけの殻にする会社分割が行われていた。詐害行為取消権の行使も考えたが、訴訟の提起には内部の合意も必要であり、費用も要するのでそう簡単ではない。結局、担当者次元で交渉して解決した模様であるが詳細は承知していない。

このような会社分割は、債権者の債権の引き当てにとしては不動産の代わりに株式があるから同じであろうとの考えで認められたのかもしれないが、債権者の立場からすれば、差し押さえることができる不動産があるのと、差押えが困難極まる株式があるのでは全く異なる。このようなことが十分に議論されないまま立法されたのであろうか。「債務を合法的に免れる法」として新設分割が流行しているのは極めて遺憾である。

会社の新設分割による不動産の承継は詐害行為取消権の対象となる
(最判小2平成24・10・12民集66巻10号3311頁)

大阪学院大学大学院教授 細見利明



1 事案の概要

(1) 被上告人（原告，被控訴人）は，債権管理回収業に関する特別措置法2条3項に規定する債権回収会社であり，貸金債権者Fから債権回収の委託を受けた者である。なお，債権回収会社とは，弁護士法の特例として，弁護士又は弁護士法人以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行うことを認められた法務大臣の許可を受けた会社である。

上告人（被告，控訴人）は，保証債務の債務者Aから新設分割された会社であり，会社の新設分割によりAが所有していた不動産を承継し，所有権移転登記を受けた者である。

(2) B（信用組合）は，平成12年12月13日，Cに対し，5億6000万円を貸し付け，同日，Dが保証した。その後，債権者のBはEに，EはFに，順次貸金債権を譲渡したので，Fが貸金債権と保証債権の債権者になった。Fは，被上告人に本件貸金債権の管理及び回収を委託した。

(3) 保証人のDはAに吸収合併された。

(4) Aは本件不動産以外に見るべき資産を有していなかったところ，Aは，平成19年9月1日，株式会社である上告人を新設分割し，本件不動産を上告人に承継させ，会社分割を原因とする所有権移転登記を経由した。なお，本件保証債務は上告人に承継されずAが保証人とどまったが，Aの資産は上告人が新設分割により発行した株式のみであった。

(5) 被上告人は，上告人に対し，詐害行為取消権を行使し，本件不動産に対する所有権

移転登記の抹消登記手続を求める訴訟を提起した。第1審は被上告人の請求を認容し、控訴審は上告人の控訴を棄却したので、上告人が上告受理を申し立てた。

2 最高裁判決（上告棄却）

「新設分割は、一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることであるから（会社法2条30号）、財産権を目的とする法律行為としての性質を有するものであるということが出来るが、他方で、新たな会社の設立をその内容に含む会社の組織に関する行為でもある。財産権を目的とする法律行為としての性質を有する以上、会社の組織に関する行為であることを理由として直ちに新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することは出来ないが（大審院大正7年（オ）第464号同年10月28日判決・民録24輯2195頁参照）、このような新設分割の性質からすれば、当然に新設分割が詐害行為取消権行使の対象になると解することもできず、新設分割について詐害行為取消権を行使してこれを取り消すことができるか否かについては、新設分割に関する会社法その他の法令における諸規定の内容を更に検討して判断することを要するというべきである。

そこで検討すると、まず、会社法その他の法令において、新設分割が詐害行為取消権行使の対象となることを否定する明文の規定は存しない。また、会社法上、新設分割をする株式会社（以下「新設分割株式会社」という。）の債権者を保護するための規定が設けられているが（同法810条）、一定の場合を除き新設分割株式会社に対して債務の履行を請求できる債権者は上記規定による保護の対象とはされておらず、新設分割により新たに設立する株式会社（以下「新設分割設立株式会社」という。）にその債権に係る債務が承継されず上記規定による保護の対象ともされていない債権者については、詐害行為取消権によってその保護を図る必要性がある場合が存するところである。

ところで、会社法上、新設分割の無効を主張する方法として、法律関係の画一的確定等の観点から原告適格や提訴期間を限定した新設分割無効の訴えが規定されているが（同法828条1項10号）、詐害行為取消権の行使によって新設分割を取り消したとしても、その取消しの効力は、新設分割による株式会社の設立の効力には何ら影響を及ぼすものではないというべきである。したがって、上記のように債権者保護の必要性がある場合において、会社法上新設分割無効の訴えが規定されていることをもって、新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することは出来ない。

そうすると、株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立株式会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることも出来ない新設分割株式会社の債権者は、民法424条の規定により、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができると解される。この場合においては、その債権の保全に必要な限度で新設分割設立株式会社への権利の承継の効力を否定することができるというべきである。」

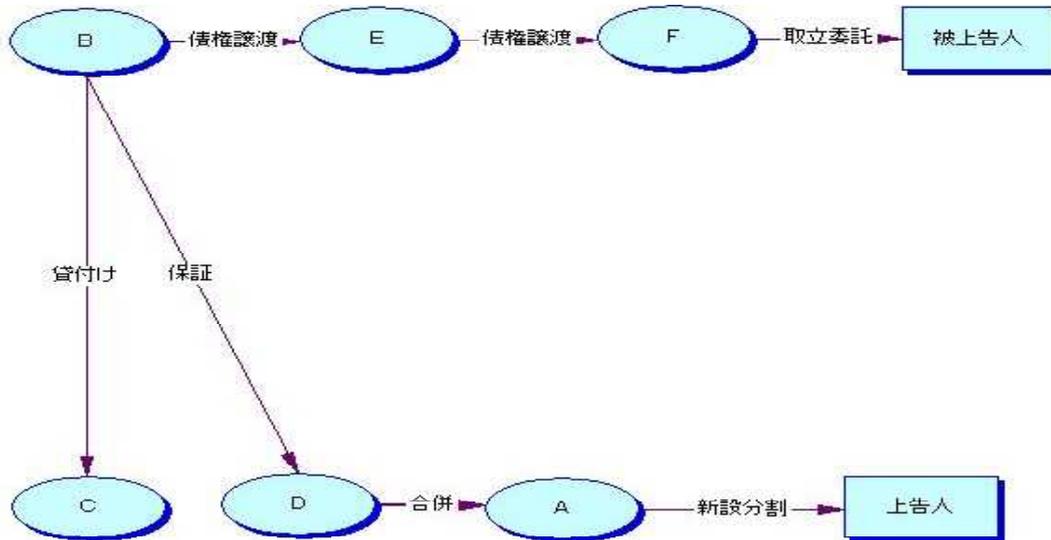
3 感想

私も、本件のようなことは、顧問先の金融機関から相談を受けたことがある。そのような馬鹿なことがあるものかと思ったが、本件と同じように、債務は承継せず、不動産は全部承継してもぬけの殻にする会社分割が行われていた。詐害行為取消権の行使も考えたが、訴訟の提起には内部の合意も必要であり、費用も要するのでそう簡単ではない。結局、担当者次元で交渉して解決した模様であるが詳細は承知していない。

このような会社分割は、債権者の債権の引き当てにとしては不動産の代わりに株式があるから同じであろうとの考えで認められたのかもしれないが、債権者の立場からすれば、差し押さえることができる不動産があるのと、差押えが困難極まる株式があるのでは全く異なる。このようなことが十分に議論されないまま立法されたのであろうか。「債務を合法的に免れる法」として新設分割が流行しているのは極めて遺憾である。

会社の新設分割による不動産の承継は詐害行為取消権の対象となる
(最判小2平成24・10・12民集66巻10号3311頁)

大阪学院大学大学院教授 細見利明



1 事案の概要

(1) 被上告人（原告，被控訴人）は，債権管理回収業に関する特別措置法2条3項に規定する債権回収会社であり，貸金債権者Fから債権回収の委託を受けた者である。なお，債権回収会社とは，弁護士法の特例として，弁護士又は弁護士法人以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行うことを認められた法務大臣の許可を受けた会社である。

上告人（被告，控訴人）は，保証債務の債務者Aから新設分割された会社であり，会社の新設分割によりAが所有していた不動産を承継し，所有権移転登記を受けた者である。

(2) B（信用組合）は，平成12年12月13日，Cに対し，5億6000万円を貸し付け，同日，Dが保証した。その後，債権者のBはEに，EはFに，順次貸金債権を譲渡したので，Fが貸金債権と保証債権の債権者になった。Fは，被上告人に本件貸金債権の管理及び回収を委託した。

(3) 保証人のDはAに吸収合併された。

(4) Aは本件不動産以外に見るべき資産を有していなかったところ，Aは，平成19年9月1日，株式会社である上告人を新設分割し，本件不動産を上告人に承継させ，会社分割を原因とする所有権移転登記を経由した。なお，本件保証債務は上告人に承継されずAが保証人にとどまったが，Aの資産は上告人が新設分割により発行した株式のみであった。

(5) 被上告人は，上告人に対し，詐害行為取消権を行使し，本件不動産に対する所有権

移転登記の抹消登記手続を求める訴訟を提起した。第1審は被上告人の請求を認容し、控訴審は上告人の控訴を棄却したので、上告人が上告受理を申し立てた。

2 最高裁判決（上告棄却）

「新設分割は、一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることであるから（会社法2条30号）、財産権を目的とする法律行為としての性質を有するものであるということが出来るが、他方で、新たな会社の設立をその内容に含む会社の組織に関する行為でもある。財産権を目的とする法律行為としての性質を有する以上、会社の組織に関する行為であることを理由として直ちに新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することは出来ないが（大審院大正7年（オ）第464号同年10月28日判決・民録24輯2195頁参照）、このような新設分割の性質からすれば、当然に新設分割が詐害行為取消権行使の対象になると解することもできず、新設分割について詐害行為取消権を行使してこれを取り消すことができるか否かについては、新設分割に関する会社法その他の法令における諸規定の内容を更に検討して判断することを要するというべきである。

そこで検討すると、まず、会社法その他の法令において、新設分割が詐害行為取消権行使の対象となることを否定する明文の規定は存しない。また、会社法上、新設分割をする株式会社（以下「新設分割株式会社」という。）の債権者を保護するための規定が設けられているが（同法810条）、一定の場合を除き新設分割株式会社に対して債務の履行を請求できる債権者は上記規定による保護の対象とはされておらず、新設分割により新たに設立する株式会社（以下「新設分割設立株式会社」という。）にその債権に係る債務が承継されず上記規定による保護の対象ともされていない債権者については、詐害行為取消権によってその保護を図る必要性がある場合が存するところである。

ところで、会社法上、新設分割の無効を主張する方法として、法律関係の画一的確定等の観点から原告適格や提訴期間を限定した新設分割無効の訴えが規定されているが（同法828条1項10号）、詐害行為取消権の行使によって新設分割を取り消したとしても、その取消しの効力は、新設分割による株式会社の設立の効力には何ら影響を及ぼすものではないというべきである。したがって、上記のように債権者保護の必要性がある場合において、会社法上新設分割無効の訴えが規定されていることをもって、新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することは出来ない。

そうすると、株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立株式会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることもできない新設分割株式会社の債権者は、民法424条の規定により、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができると解される。この場合においては、その債権の保全に必要な限度で新設分割設立株式会社への権利の承継の効力を否定することができるというべきである。」

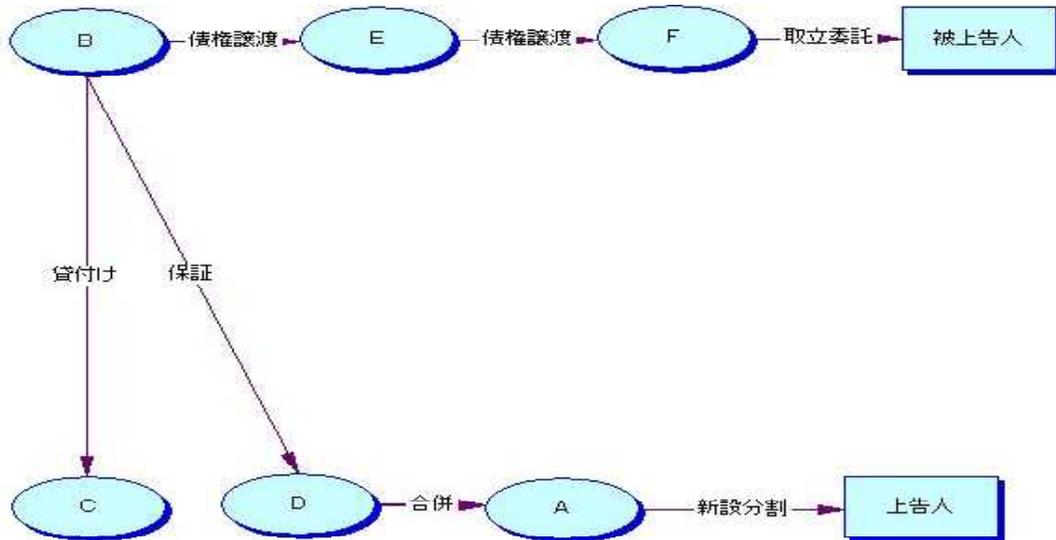
3 感想

私も、本件のようなことは、顧問先の金融機関から相談を受けたことがある。そのような馬鹿なことがあるものかと思っただが、本件と同じように、債務は承継せず、不動産は全部承継してもぬけの殻にする会社分割が行われていた。詐害行為取消権の行使も考えたが、訴訟の提起には内部の合意も必要であり、費用も要するのでそう簡単ではない。結局、担当者次元で交渉して解決した模様であるが詳細は承知していない。

このような会社分割は、債権者の債権の引き当てにとしては不動産の代わりに株式があるから同じであろうとの考えで認められたのかもしれないが、債権者の立場からすれば、差し押さえることができる不動産があるのと、差押えが困難極まる株式があるのでは全く異なる。このようなことが十分に議論されないまま立法されたのであろうか。「債務を合法的に免れる法」として新設分割が流行しているのは極めて遺憾である。

会社の新設分割による不動産の承継は詐害行為取消権の対象となる
(最判小2平成24・10・12民集66巻10号3311頁)

大阪学院大学大学院教授 細見利明



1 事案の概要

(1) 被上告人（原告，被控訴人）は，債権管理回収業に関する特別措置法2条3項に規定する債権回収会社であり，貸金債権者Fから債権回収の委託を受けた者である。なお，債権回収会社とは，弁護士法の特例として，弁護士又は弁護士法人以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行うことを認められた法務大臣の許可を受けた会社である。

上告人（被告，控訴人）は，保証債務の債務者Aから新設分割された会社であり，会社の新設分割によりAが所有していた不動産を承継し，所有権移転登記を受けた者である。

(2) B（信用組合）は，平成12年12月13日，Cに対し，5億6000万円を貸し付け，同日，Dが保証した。その後，債権者のBはEに，EはFに，順次貸金債権を譲渡したので，Fが貸金債権と保証債権の債権者になった。Fは，被上告人に本件貸金債権の管理及び回収を委託した。

(3) 保証人のDはAに吸収合併された。

(4) Aは本件不動産以外に見るべき資産を有していなかったところ，Aは，平成19年9月1日，株式会社である上告人を新設分割し，本件不動産を上告人に承継させ，会社分割を原因とする所有権移転登記を経由した。なお，本件保証債務は上告人に承継されずAが保証人にとどまったが，Aの資産は上告人が新設分割により発行した株式のみであった。

(5) 被上告人は，上告人に対し，詐害行為取消権を行使し，本件不動産に対する所有権

移転登記の抹消登記手続を求める訴訟を提起した。第1審は被上告人の請求を認容し、控訴審は上告人の控訴を棄却したので、上告人が上告受理を申し立てた。

2 最高裁判決（上告棄却）

「新設分割は、一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることであるから（会社法2条30号）、財産権を目的とする法律行為としての性質を有するものであるということが出来るが、他方で、新たな会社の設立をその内容に含む会社の組織に関する行為でもある。財産権を目的とする法律行為としての性質を有する以上、会社の組織に関する行為であることを理由として直ちに新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することは出来ないが（大審院大正7年（オ）第464号同年10月28日判決・民録24輯2195頁参照）、このような新設分割の性質からすれば、当然に新設分割が詐害行為取消権行使の対象になると解することもできず、新設分割について詐害行為取消権を行使してこれを取り消すことができるか否かについては、新設分割に関する会社法その他の法令における諸規定の内容を更に検討して判断することを要するというべきである。

そこで検討すると、まず、会社法その他の法令において、新設分割が詐害行為取消権行使の対象となることを否定する明文の規定は存しない。また、会社法上、新設分割をする株式会社（以下「新設分割株式会社」という。）の債権者を保護するための規定が設けられているが（同法810条）、一定の場合を除き新設分割株式会社に対して債務の履行を請求できる債権者は上記規定による保護の対象とはされておらず、新設分割により新たに設立する株式会社（以下「新設分割設立株式会社」という。）にその債権に係る債務が承継されず上記規定による保護の対象ともされていない債権者については、詐害行為取消権によってその保護を図る必要性がある場合が存するところである。

ところで、会社法上、新設分割の無効を主張する方法として、法律関係の画一的確定等の観点から原告適格や提訴期間を限定した新設分割無効の訴えが規定されているが（同法828条1項10号）、詐害行為取消権の行使によって新設分割を取り消したとしても、その取消しの効力は、新設分割による株式会社の設立の効力には何ら影響を及ぼすものではないというべきである。したがって、上記のように債権者保護の必要性がある場合において、会社法上新設分割無効の訴えが規定されていることをもって、新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することは出来ない。

そうすると、株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立株式会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることも出来ない新設分割株式会社の債権者は、民法424条の規定により、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができると解される。この場合においては、その債権の保全に必要な限度で新設分割設立株式会社への権利の承継の効力を否定することができるというべきである。」

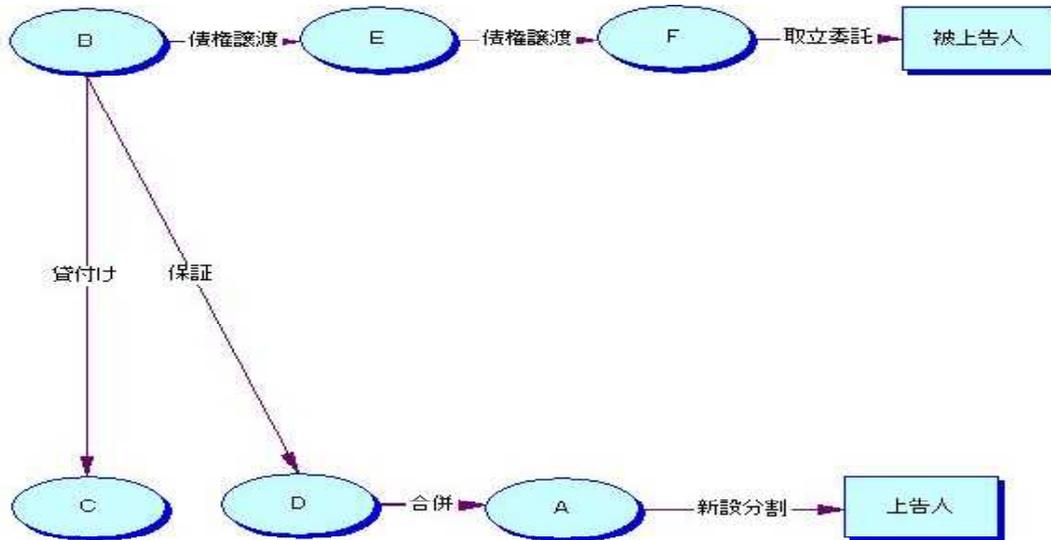
3 感想

私も、本件のようなことは、顧問先の金融機関から相談を受けたことがある。そのような馬鹿なことがあるものかと思っただが、本件と同じように、債務は承継せず、不動産は全部承継してもぬけの殻にする会社分割が行われていた。詐害行為取消権の行使も考えたが、訴訟の提起には内部の合意も必要であり、費用も要するのでそう簡単ではない。結局、担当者次元で交渉して解決した模様であるが詳細は承知していない。

このような会社分割は、債権者の債権の引き当てにとしては不動産の代わりに株式があるから同じであろうとの考えで認められたのかもしれないが、債権者の立場からすれば、差し押さえることができる不動産があるのと、差押えが困難極まる株式があるのでは全く異なる。このようなことが十分に議論されないまま立法されたのであろうか。「債務を合法的に免れる法」として新設分割が流行しているのは極めて遺憾である。

会社の新設分割による不動産の承継は詐害行為取消権の対象となる
(最判小2平成24・10・12民集66巻10号3311頁)

大阪学院大学大学院教授 細見利明



1 事案の概要

(1) 被上告人（原告，被控訴人）は，債権管理回収業に関する特別措置法2条3項に規定する債権回収会社であり，貸金債権者Fから債権回収の委託を受けた者である。なお，債権回収会社とは，弁護士法の特例として，弁護士又は弁護士法人以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行うことを認められた法務大臣の許可を受けた会社である。

上告人（被告，控訴人）は，保証債務の債務者Aから新設分割された会社であり，会社の新設分割によりAが所有していた不動産を承継し，所有権移転登記を受けた者である。

(2) B（信用組合）は，平成12年12月13日，Cに対し，5億6000万円を貸し付け，同日，Dが保証した。その後，債権者のBはEに，EはFに，順次貸金債権を譲渡したので，Fが貸金債権と保証債権の債権者になった。Fは，被上告人に本件貸金債権の管理及び回収を委託した。

(3) 保証人のDはAに吸収合併された。

(4) Aは本件不動産以外に見るべき資産を有していなかったところ，Aは，平成19年9月1日，株式会社である上告人を新設分割し，本件不動産を上告人に承継させ，会社分割を原因とする所有権移転登記を経由した。なお，本件保証債務は上告人に承継されずAが保証人にとどまったが，Aの資産は上告人が新設分割により発行した株式のみであった。

(5) 被上告人は，上告人に対し，詐害行為取消権を行使し，本件不動産に対する所有権

移転登記の抹消登記手続を求める訴訟を提起した。第1審は被上告人の請求を認容し、控訴審は上告人の控訴を棄却したので、上告人が上告受理を申し立てた。

2 最高裁判決（上告棄却）

「新設分割は、一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることであるから（会社法2条30号）、財産権を目的とする法律行為としての性質を有するものであるということが出来るが、他方で、新たな会社の設立をその内容に含む会社の組織に関する行為でもある。財産権を目的とする法律行為としての性質を有する以上、会社の組織に関する行為であることを理由として直ちに新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することは出来ないが（大審院大正7年（オ）第464号同年10月28日判決・民録24輯2195頁参照）、このような新設分割の性質からすれば、当然に新設分割が詐害行為取消権行使の対象になると解することもできず、新設分割について詐害行為取消権を行使してこれを取り消すことができるか否かについては、新設分割に関する会社法その他の法令における諸規定の内容を更に検討して判断することを要するというべきである。

そこで検討すると、まず、会社法その他の法令において、新設分割が詐害行為取消権行使の対象となることを否定する明文の規定は存しない。また、会社法上、新設分割をする株式会社（以下「新設分割株式会社」という。）の債権者を保護するための規定が設けられているが（同法810条）、一定の場合を除き新設分割株式会社に対して債務の履行を請求できる債権者は上記規定による保護の対象とはされておらず、新設分割により新たに設立する株式会社（以下「新設分割設立株式会社」という。）にその債権に係る債務が承継されず上記規定による保護の対象ともされていない債権者については、詐害行為取消権によってその保護を図る必要性がある場合が存するところである。

ところで、会社法上、新設分割の無効を主張する方法として、法律関係の画一的確定等の観点から原告適格や提訴期間を限定した新設分割無効の訴えが規定されているが（同法828条1項10号）、詐害行為取消権の行使によって新設分割を取り消したとしても、その取消しの効力は、新設分割による株式会社の設立の効力には何ら影響を及ぼすものではないというべきである。したがって、上記のように債権者保護の必要性がある場合において、会社法上新設分割無効の訴えが規定されていることをもって、新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することは出来ない。

そうすると、株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立株式会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることも出来ない新設分割株式会社の債権者は、民法424条の規定により、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができると解される。この場合においては、その債権の保全に必要な限度で新設分割設立株式会社への権利の承継の効力を否定することができるというべきである。」

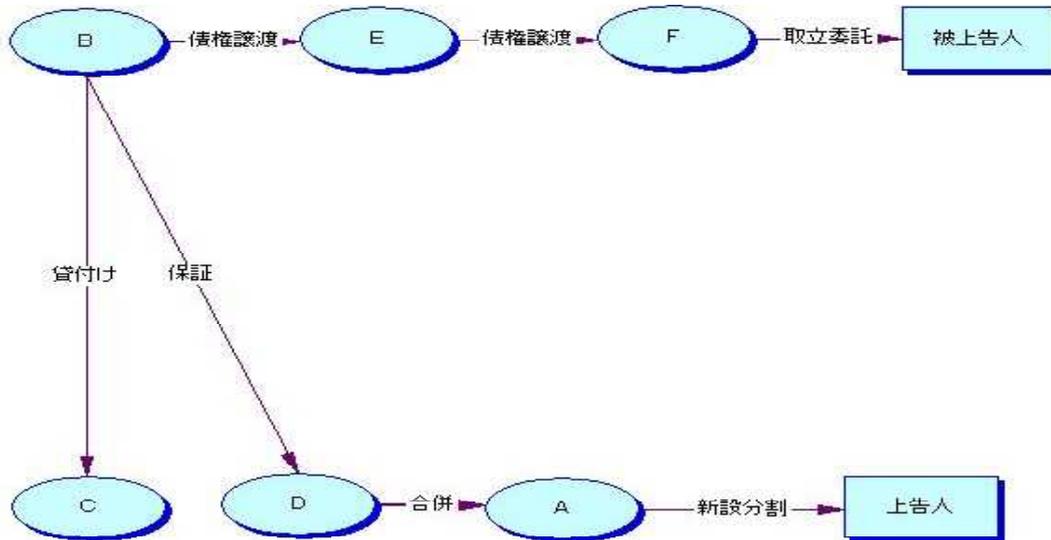
3 感想

私も、本件のようなことは、顧問先の金融機関から相談を受けたことがある。そのような馬鹿なことがあるものかと思っただが、本件と同じように、債務は承継せず、不動産は全部承継してもぬけの殻にする会社分割が行われていた。詐害行為取消権の行使も考えたが、訴訟の提起には内部の合意も必要であり、費用も要するのでそう簡単ではない。結局、担当者次元で交渉して解決した模様であるが詳細は承知していない。

このような会社分割は、債権者の債権の引き当てにとしては不動産の代わりに株式があるから同じであろうとの考えで認められたのかもしれないが、債権者の立場からすれば、差し押さえることができる不動産があるのと、差押えが困難極まる株式があるのでは全く異なる。このようなことが十分に議論されないまま立法されたのであろうか。「債務を合法的に免れる法」として新設分割が流行しているのは極めて遺憾である。

会社の新設分割による不動産の承継は詐害行為取消権の対象となる
(最判小2平成24・10・12民集66巻10号3311頁)

大阪学院大学大学院教授 細見利明



1 事案の概要

(1) 被上告人（原告，被控訴人）は，債権管理回収業に関する特別措置法2条3項に規定する債権回収会社であり，貸金債権者Fから債権回収の委託を受けた者である。なお，債権回収会社とは，弁護士法の特例として，弁護士又は弁護士法人以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行うことを認められた法務大臣の許可を受けた会社である。

上告人（被告，控訴人）は，保証債務の債務者Aから新設分割された会社であり，会社の新設分割によりAが所有していた不動産を承継し，所有権移転登記を受けた者である。

(2) B（信用組合）は，平成12年12月13日，Cに対し，5億6000万円を貸し付け，同日，Dが保証した。その後，債権者のBはEに，EはFに，順次貸金債権を譲渡したので，Fが貸金債権と保証債権の債権者になった。Fは，被上告人に本件貸金債権の管理及び回収を委託した。

(3) 保証人のDはAに吸収合併された。

(4) Aは本件不動産以外に見るべき資産を有していなかったところ，Aは，平成19年9月1日，株式会社である上告人を新設分割し，本件不動産を上告人に承継させ，会社分割を原因とする所有権移転登記を経由した。なお，本件保証債務は上告人に承継されずAが保証人にとどまったが，Aの資産は上告人が新設分割により発行した株式のみであった。

(5) 被上告人は，上告人に対し，詐害行為取消権を行使し，本件不動産に対する所有権

移転登記の抹消登記手続を求める訴訟を提起した。第1審は被上告人の請求を認容し、控訴審は上告人の控訴を棄却したので、上告人が上告受理を申し立てた。

2 最高裁判決（上告棄却）

「新設分割は、一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることであるから（会社法2条30号）、財産権を目的とする法律行為としての性質を有するものであるということが出来るが、他方で、新たな会社の設立をその内容に含む会社の組織に関する行為でもある。財産権を目的とする法律行為としての性質を有する以上、会社の組織に関する行為であることを理由として直ちに新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することは出来ないが（大審院大正7年（オ）第464号同年10月28日判決・民録24輯2195頁参照）、このような新設分割の性質からすれば、当然に新設分割が詐害行為取消権行使の対象になると解することもできず、新設分割について詐害行為取消権を行使してこれを取り消すことができるか否かについては、新設分割に関する会社法その他の法令における諸規定の内容を更に検討して判断することを要するというべきである。

そこで検討すると、まず、会社法その他の法令において、新設分割が詐害行為取消権行使の対象となることを否定する明文の規定は存しない。また、会社法上、新設分割をする株式会社（以下「新設分割株式会社」という。）の債権者を保護するための規定が設けられているが（同法810条）、一定の場合を除き新設分割株式会社に対して債務の履行を請求できる債権者は上記規定による保護の対象とはされておらず、新設分割により新たに設立する株式会社（以下「新設分割設立株式会社」という。）にその債権に係る債務が承継されず上記規定による保護の対象ともされていない債権者については、詐害行為取消権によってその保護を図る必要性がある場合が存するところである。

ところで、会社法上、新設分割の無効を主張する方法として、法律関係の画一的確定等の観点から原告適格や提訴期間を限定した新設分割無効の訴えが規定されているが（同法828条1項10号）、詐害行為取消権の行使によって新設分割を取り消したとしても、その取消しの効力は、新設分割による株式会社の設立の効力には何ら影響を及ぼすものではないというべきである。したがって、上記のように債権者保護の必要性がある場合において、会社法上新設分割無効の訴えが規定されていることをもって、新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することは出来ない。

そうすると、株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立株式会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることも出来ない新設分割株式会社の債権者は、民法424条の規定により、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができると解される。この場合においては、その債権の保全に必要な限度で新設分割設立株式会社への権利の承継の効力を否定することができるというべきである。」

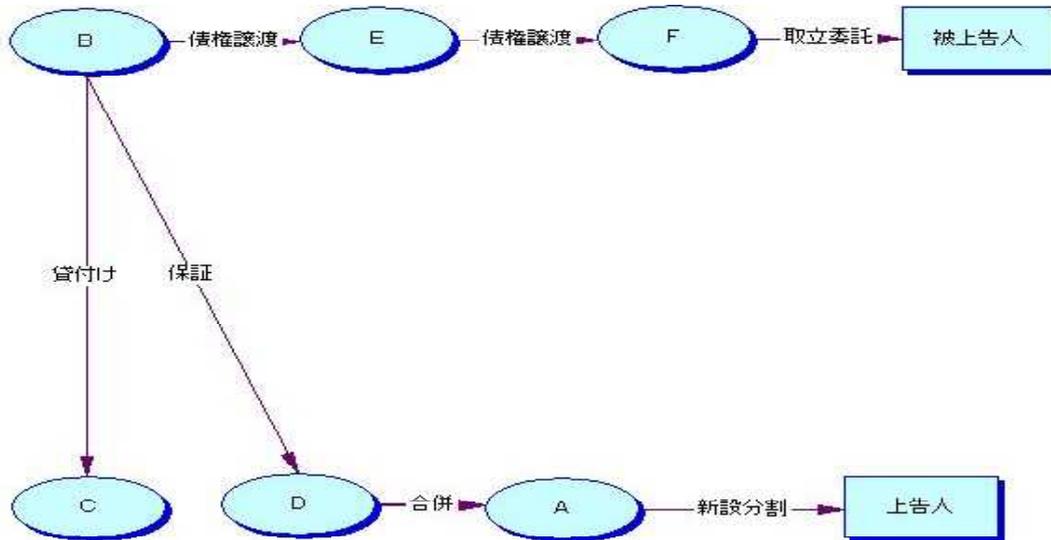
3 感想

私も、本件のようなことは、顧問先の金融機関から相談を受けたことがある。そのような馬鹿なことがあるものかと思っただが、本件と同じように、債務は承継せず、不動産は全部承継してもぬけの殻にする会社分割が行われていた。詐害行為取消権の行使も考えたが、訴訟の提起には内部の合意も必要であり、費用も要するのでそう簡単ではない。結局、担当者次元で交渉して解決した模様であるが詳細は承知していない。

このような会社分割は、債権者の債権の引き当てにとしては不動産の代わりに株式があるから同じであろうとの考えで認められたのかもしれないが、債権者の立場からすれば、差し押さえることができる不動産があるのと、差押えが困難極まる株式があるのでは全く異なる。このようなことが十分に議論されないまま立法されたのであろうか。「債務を合法的に免れる法」として新設分割が流行しているのは極めて遺憾である。

会社の新設分割による不動産の承継は詐害行為取消権の対象となる
(最判小2平成24・10・12民集66巻10号3311頁)

大阪学院大学大学院教授 細見利明



1 事案の概要

(1) 被上告人（原告，被控訴人）は，債権管理回収業に関する特別措置法2条3項に規定する債権回収会社であり，貸金債権者Fから債権回収の委託を受けた者である。なお，債権回収会社とは，弁護士法の特例として，弁護士又は弁護士法人以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行うことを認められた法務大臣の許可を受けた会社である。

上告人（被告，控訴人）は，保証債務の債務者Aから新設分割された会社であり，会社の新設分割によりAが所有していた不動産を承継し，所有権移転登記を受けた者である。

(2) B（信用組合）は，平成12年12月13日，Cに対し，5億6000万円を貸し付け，同日，Dが保証した。その後，債権者のBはEに，EはFに，順次貸金債権を譲渡したので，Fが貸金債権と保証債権の債権者になった。Fは，被上告人に本件貸金債権の管理及び回収を委託した。

(3) 保証人のDはAに吸収合併された。

(4) Aは本件不動産以外に見るべき資産を有していなかったところ，Aは，平成19年9月1日，株式会社である上告人を新設分割し，本件不動産を上告人に承継させ，会社分割を原因とする所有権移転登記を経由した。なお，本件保証債務は上告人に承継されずAが保証人にとどまったが，Aの資産は上告人が新設分割により発行した株式のみであった。

(5) 被上告人は，上告人に対し，詐害行為取消権を行使し，本件不動産に対する所有権

移転登記の抹消登記手続を求める訴訟を提起した。第1審は被上告人の請求を認容し、控訴審は上告人の控訴を棄却したので、上告人が上告受理を申し立てた。

2 最高裁判決（上告棄却）

「新設分割は、一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることであるから（会社法2条30号）、財産権を目的とする法律行為としての性質を有するものであるということが出来るが、他方で、新たな会社の設立をその内容に含む会社の組織に関する行為でもある。財産権を目的とする法律行為としての性質を有する以上、会社の組織に関する行為であることを理由として直ちに新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することは出来ないが（大審院大正7年（オ）第464号同年10月28日判決・民録24輯2195頁参照）、このような新設分割の性質からすれば、当然に新設分割が詐害行為取消権行使の対象になると解することもできず、新設分割について詐害行為取消権を行使してこれを取り消すことができるか否かについては、新設分割に関する会社法その他の法令における諸規定の内容を更に検討して判断することを要するというべきである。

そこで検討すると、まず、会社法その他の法令において、新設分割が詐害行為取消権行使の対象となることを否定する明文の規定は存しない。また、会社法上、新設分割をする株式会社（以下「新設分割株式会社」という。）の債権者を保護するための規定が設けられているが（同法810条）、一定の場合を除き新設分割株式会社に対して債務の履行を請求できる債権者は上記規定による保護の対象とはされておらず、新設分割により新たに設立する株式会社（以下「新設分割設立株式会社」という。）にその債権に係る債務が承継されず上記規定による保護の対象ともされていない債権者については、詐害行為取消権によってその保護を図る必要性がある場合が存するところである。

ところで、会社法上、新設分割の無効を主張する方法として、法律関係の画一的確定等の観点から原告適格や提訴期間を限定した新設分割無効の訴えが規定されているが（同法828条1項10号）、詐害行為取消権の行使によって新設分割を取り消したとしても、その取消しの効力は、新設分割による株式会社の設立の効力には何ら影響を及ぼすものではないというべきである。したがって、上記のように債権者保護の必要性がある場合において、会社法上新設分割無効の訴えが規定されていることをもって、新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することは出来ない。

そうすると、株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立株式会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることもできない新設分割株式会社の債権者は、民法424条の規定により、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができると解される。この場合においては、その債権の保全に必要な限度で新設分割設立株式会社への権利の承継の効力を否定することができるというべきである。」

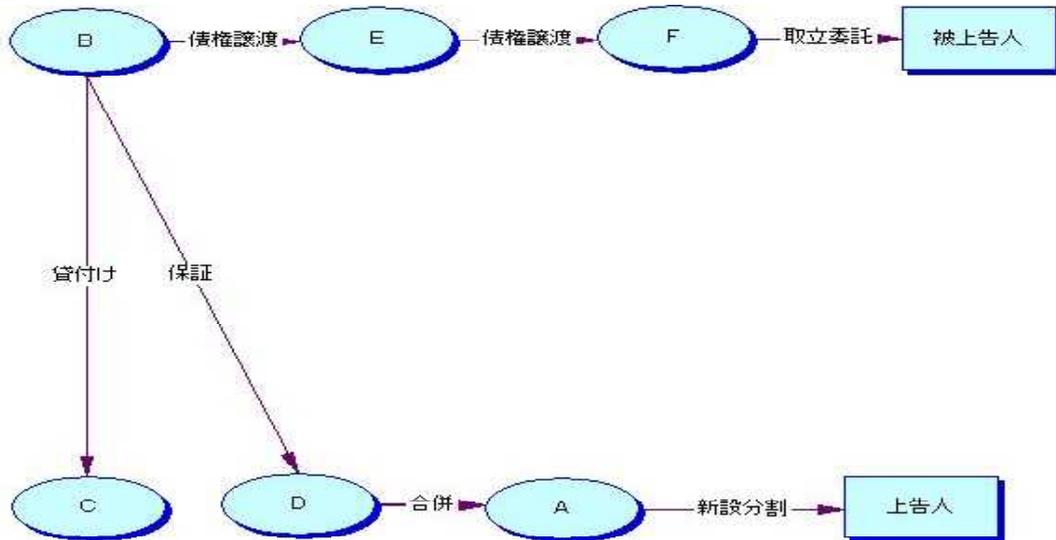
3 感想

私も、本件のようなことは、顧問先の金融機関から相談を受けたことがある。そのような馬鹿なことがあるものかと思っただが、本件と同じように、債務は承継せず、不動産は全部承継してもぬけの殻にする会社分割が行われていた。詐害行為取消権の行使も考えたが、訴訟の提起には内部の合意も必要であり、費用も要するのでそう簡単ではない。結局、担当者次元で交渉して解決した模様であるが詳細は承知していない。

このような会社分割は、債権者の債権の引き当てにとしては不動産の代わりに株式があるから同じであろうとの考えで認められたのかもしれないが、債権者の立場からすれば、差し押さえることができる不動産があるのと、差押えが困難極まる株式があるのでは全く異なる。このようなことが十分に議論されないまま立法されたのであろうか。「債務を合法的に免れる法」として新設分割が流行しているのは極めて遺憾である。

会社の新設分割による不動産の承継は詐害行為取消権の対象となる
(最判小2平成24・10・12民集66巻10号3311頁)

大阪学院大学大学院教授 細見利明



1 事案の概要

(1) 被上告人（原告，被控訴人）は，債権管理回収業に関する特別措置法2条3項に規定する債権回収会社であり，貸金債権者Fから債権回収の委託を受けた者である。なお，債権回収会社とは，弁護士法の特例として，弁護士又は弁護士法人以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行うことを認められた法務大臣の許可を受けた会社である。

上告人（被告，控訴人）は，保証債務の債務者Aから新設分割された会社であり，会社の新設分割によりAが所有していた不動産を承継し，所有権移転登記を受けた者である。

(2) B（信用組合）は，平成12年12月13日，Cに対し，5億6000万円を貸し付け，同日，Dが保証した。その後，債権者のBはEに，EはFに，順次貸金債権を譲渡したので，Fが貸金債権と保証債権の債権者になった。Fは，被上告人に本件貸金債権の管理及び回収を委託した。

(3) 保証人のDはAに吸収合併された。

(4) Aは本件不動産以外に見るべき資産を有していなかったところ，Aは，平成19年9月1日，株式会社である上告人を新設分割し，本件不動産を上告人に承継させ，会社分割を原因とする所有権移転登記を経由した。なお，本件保証債務は上告人に承継されずAが保証人とどまったが，Aの資産は上告人が新設分割により発行した株式のみであった。

(5) 被上告人は，上告人に対し，詐害行為取消権を行使し，本件不動産に対する所有権

移転登記の抹消登記手続を求める訴訟を提起した。第1審は被上告人の請求を認容し、控訴審は上告人の控訴を棄却したので、上告人が上告受理を申し立てた。

2 最高裁判決（上告棄却）

「新設分割は、一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることであるから（会社法2条30号）、財産権を目的とする法律行為としての性質を有するものであるということが出来るが、他方で、新たな会社の設立をその内容に含む会社の組織に関する行為でもある。財産権を目的とする法律行為としての性質を有する以上、会社の組織に関する行為であることを理由として直ちに新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することは出来ないが（大審院大正7年（オ）第464号同年10月28日判決・民録24輯2195頁参照）、このような新設分割の性質からすれば、当然に新設分割が詐害行為取消権行使の対象になると解することもできず、新設分割について詐害行為取消権を行使してこれを取り消すことができるか否かについては、新設分割に関する会社法その他の法令における諸規定の内容を更に検討して判断することを要するというべきである。

そこで検討すると、まず、会社法その他の法令において、新設分割が詐害行為取消権行使の対象となることを否定する明文の規定は存しない。また、会社法上、新設分割をする株式会社（以下「新設分割株式会社」という。）の債権者を保護するための規定が設けられているが（同法810条）、一定の場合を除き新設分割株式会社に対して債務の履行を請求できる債権者は上記規定による保護の対象とはされておらず、新設分割により新たに設立する株式会社（以下「新設分割設立株式会社」という。）にその債権に係る債務が承継されず上記規定による保護の対象ともされていない債権者については、詐害行為取消権によってその保護を図る必要性がある場合が存するところである。

ところで、会社法上、新設分割の無効を主張する方法として、法律関係の画一的確定等の観点から原告適格や提訴期間を限定した新設分割無効の訴えが規定されているが（同法828条1項10号）、詐害行為取消権の行使によって新設分割を取り消したとしても、その取消しの効力は、新設分割による株式会社の設立の効力には何ら影響を及ぼすものではないというべきである。したがって、上記のように債権者保護の必要性がある場合において、会社法上新設分割無効の訴えが規定されていることをもって、新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することは出来ない。

そうすると、株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立株式会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることも出来ない新設分割株式会社の債権者は、民法424条の規定により、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができると解される。この場合においては、その債権の保全に必要な限度で新設分割設立株式会社への権利の承継の効力を否定することができるというべきである。」

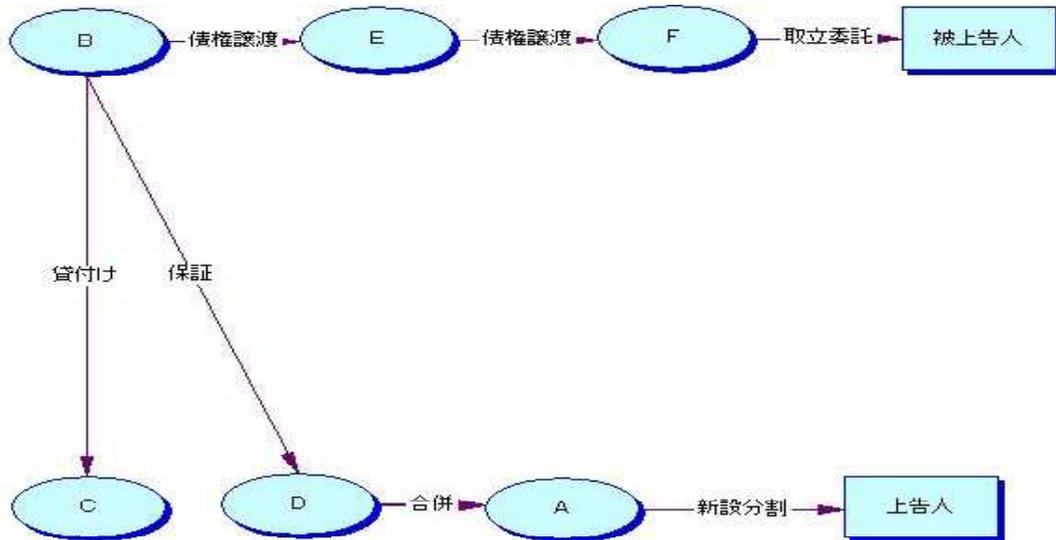
3 感想

私も、本件のようなことは、顧問先の金融機関から相談を受けたことがある。そのような馬鹿なことがあるものかと思ったが、本件と同じように、債務は承継せず、不動産は全部承継してもぬけの殻にする会社分割が行われていた。詐害行為取消権の行使も考えたが、訴訟の提起には内部の合意も必要であり、費用も要するのでそう簡単ではない。結局、担当者次元で交渉して解決した模様であるが詳細は承知していない。

このような会社分割は、債権者の債権の引き当てにとしては不動産の代わりに株式があるから同じであろうとの考えで認められたのかもしれないが、債権者の立場からすれば、差し押さえることができる不動産があるのと、差押えが困難極まる株式があるのでは全く異なる。このようなことが十分に議論されないまま立法されたのであろうか。「債務を合法的に免れる法」として新設分割が流行しているのは極めて遺憾である。

会社の新設分割による不動産の承継は詐害行為取消権の対象となる
(最判小2平成24・10・12民集66巻10号3311頁)

大阪学院大学大学院教授 細見利明



1 事案の概要

(1) 被上告人（原告，被控訴人）は，債権管理回収業に関する特別措置法2条3項に規定する債権回収会社であり，貸金債権者Fから債権回収の委託を受けた者である。なお，債権回収会社とは，弁護士法の特例として，弁護士又は弁護士法人以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行うことを認められた法務大臣の許可を受けた会社である。

上告人（被告，控訴人）は，保証債務の債務者Aから新設分割された会社であり，会社の新設分割によりAが所有していた不動産を承継し，所有権移転登記を受けた者である。

(2) B（信用組合）は，平成12年12月13日，Cに対し，5億6000万円を貸し付け，同日，Dが保証した。その後，債権者のBはEに，EはFに，順次貸金債権を譲渡したので，Fが貸金債権と保証債権の債権者になった。Fは，被上告人に本件貸金債権の管理及び回収を委託した。

(3) 保証人のDはAに吸収合併された。

(4) Aは本件不動産以外に見るべき資産を有していなかったところ，Aは，平成19年9月1日，株式会社である上告人を新設分割し，本件不動産を上告人に承継させ，会社分割を原因とする所有権移転登記を経由した。なお，本件保証債務は上告人に承継されずAが保証人にとどまったが，Aの資産は上告人が新設分割により発行した株式のみであった。

(5) 被上告人は，上告人に対し，詐害行為取消権を行使し，本件不動産に対する所有権

移転登記の抹消登記手続を求める訴訟を提起した。第1審は被上告人の請求を認容し、控訴審は上告人の控訴を棄却したので、上告人が上告受理を申し立てた。

2 最高裁判決（上告棄却）

「新設分割は、一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることであるから（会社法2条30号）、財産権を目的とする法律行為としての性質を有するものであるということが出来るが、他方で、新たな会社の設立をその内容に含む会社の組織に関する行為でもある。財産権を目的とする法律行為としての性質を有する以上、会社の組織に関する行為であることを理由として直ちに新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することは出来ないが（大審院大正7年（オ）第464号同年10月28日判決・民録24輯2195頁参照）、このような新設分割の性質からすれば、当然に新設分割が詐害行為取消権行使の対象になると解することもできず、新設分割について詐害行為取消権を行使してこれを取り消すことができるか否かについては、新設分割に関する会社法その他の法令における諸規定の内容を更に検討して判断することを要するというべきである。

そこで検討すると、まず、会社法その他の法令において、新設分割が詐害行為取消権行使の対象となることを否定する明文の規定は存しない。また、会社法上、新設分割をする株式会社（以下「新設分割株式会社」という。）の債権者を保護するための規定が設けられているが（同法810条）、一定の場合を除き新設分割株式会社に対して債務の履行を請求できる債権者は上記規定による保護の対象とはされておらず、新設分割により新たに設立する株式会社（以下「新設分割設立株式会社」という。）にその債権に係る債務が承継されず上記規定による保護の対象ともされていない債権者については、詐害行為取消権によってその保護を図る必要性がある場合が存するところである。

ところで、会社法上、新設分割の無効を主張する方法として、法律関係の画一的確定等の観点から原告適格や提訴期間を限定した新設分割無効の訴えが規定されているが（同法828条1項10号）、詐害行為取消権の行使によって新設分割を取り消したとしても、その取消しの効力は、新設分割による株式会社の設立の効力には何ら影響を及ぼすものではないというべきである。したがって、上記のように債権者保護の必要性がある場合において、会社法上新設分割無効の訴えが規定されていることをもって、新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することは出来ない。

そうすると、株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立株式会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることも出来ない新設分割株式会社の債権者は、民法424条の規定により、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができると解される。この場合においては、その債権の保全に必要な限度で新設分割設立株式会社への権利の承継の効力を否定することができるというべきである。」

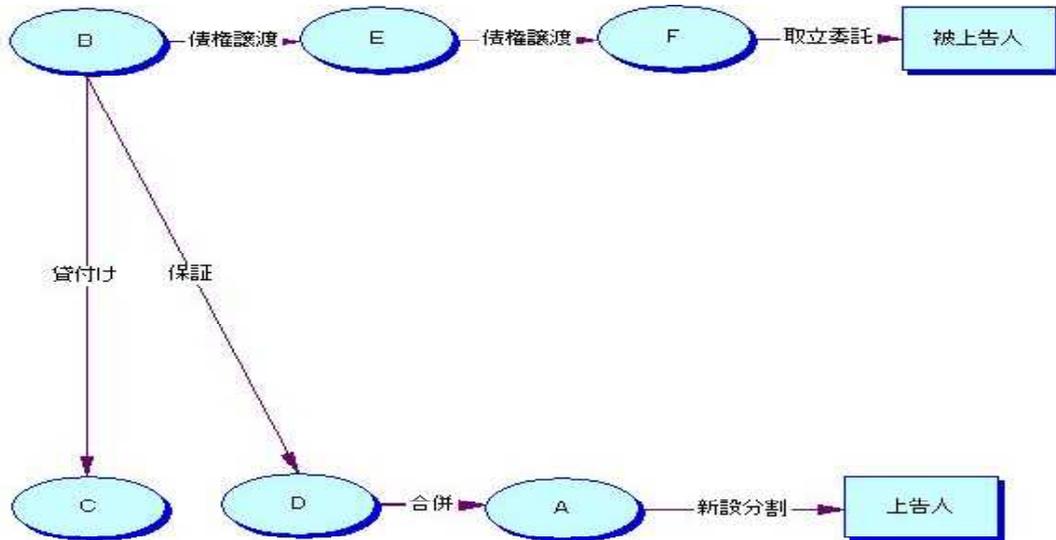
3 感想

私も、本件のようなことは、顧問先の金融機関から相談を受けたことがある。そのような馬鹿なことがあるものかと思っただが、本件と同じように、債務は承継せず、不動産は全部承継してもぬけの殻にする会社分割が行われていた。詐害行為取消権の行使も考えたが、訴訟の提起には内部の合意も必要であり、費用も要するのでそう簡単ではない。結局、担当者次元で交渉して解決した模様であるが詳細は承知していない。

このような会社分割は、債権者の債権の引き当てにとしては不動産の代わりに株式があるから同じであろうとの考えで認められたのかもしれないが、債権者の立場からすれば、差し押さえることができる不動産があるのと、差押えが困難極まる株式があるのでは全く異なる。このようなことが十分に議論されないまま立法されたのであろうか。「債務を合法的に免れる法」として新設分割が流行しているのは極めて遺憾である。

会社の新設分割による不動産の承継は詐害行為取消権の対象となる
(最判小2平成24・10・12民集66巻10号3311頁)

大阪学院大学大学院教授 細見利明



1 事案の概要

(1) 被上告人（原告，被控訴人）は，債権管理回収業に関する特別措置法2条3項に規定する債権回収会社であり，貸金債権者Fから債権回収の委託を受けた者である。なお，債権回収会社とは，弁護士法の特例として，弁護士又は弁護士法人以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行うことを認められた法務大臣の許可を受けた会社である。

上告人（被告，控訴人）は，保証債務の債務者Aから新設分割された会社であり，会社の新設分割によりAが所有していた不動産を承継し，所有権移転登記を受けた者である。

(2) B（信用組合）は，平成12年12月13日，Cに対し，5億6000万円を貸し付け，同日，Dが保証した。その後，債権者のBはEに，EはFに，順次貸金債権を譲渡したので，Fが貸金債権と保証債権の債権者になった。Fは，被上告人に本件貸金債権の管理及び回収を委託した。

(3) 保証人のDはAに吸収合併された。

(4) Aは本件不動産以外に見るべき資産を有していなかったところ，Aは，平成19年9月1日，株式会社である上告人を新設分割し，本件不動産を上告人に承継させ，会社分割を原因とする所有権移転登記を経由した。なお，本件保証債務は上告人に承継されずAが保証人にとどまったが，Aの資産は上告人が新設分割により発行した株式のみであった。

(5) 被上告人は，上告人に対し，詐害行為取消権を行使し，本件不動産に対する所有権

移転登記の抹消登記手続を求める訴訟を提起した。第1審は被上告人の請求を認容し、控訴審は上告人の控訴を棄却したので、上告人が上告受理を申し立てた。

2 最高裁判決（上告棄却）

「新設分割は、一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることであるから（会社法2条30号）、財産権を目的とする法律行為としての性質を有するものであるということが出来るが、他方で、新たな会社の設立をその内容に含む会社の組織に関する行為でもある。財産権を目的とする法律行為としての性質を有する以上、会社の組織に関する行為であることを理由として直ちに新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することは出来ないが（大審院大正7年（オ）第464号同年10月28日判決・民録24輯2195頁参照）、このような新設分割の性質からすれば、当然に新設分割が詐害行為取消権行使の対象になると解することもできず、新設分割について詐害行為取消権を行使してこれを取り消すことができるか否かについては、新設分割に関する会社法その他の法令における諸規定の内容を更に検討して判断することを要するというべきである。

そこで検討すると、まず、会社法その他の法令において、新設分割が詐害行為取消権行使の対象となることを否定する明文の規定は存しない。また、会社法上、新設分割をする株式会社（以下「新設分割株式会社」という。）の債権者を保護するための規定が設けられているが（同法810条）、一定の場合を除き新設分割株式会社に対して債務の履行を請求できる債権者は上記規定による保護の対象とはされておらず、新設分割により新たに設立する株式会社（以下「新設分割設立株式会社」という。）にその債権に係る債務が承継されず上記規定による保護の対象ともされていない債権者については、詐害行為取消権によってその保護を図る必要性がある場合が存するところである。

ところで、会社法上、新設分割の無効を主張する方法として、法律関係の画一的確定等の観点から原告適格や提訴期間を限定した新設分割無効の訴えが規定されているが（同法828条1項10号）、詐害行為取消権の行使によって新設分割を取り消したとしても、その取消しの効力は、新設分割による株式会社の設立の効力には何ら影響を及ぼすものではないというべきである。したがって、上記のように債権者保護の必要性がある場合において、会社法上新設分割無効の訴えが規定されていることをもって、新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することは出来ない。

そうすると、株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立株式会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることも出来ない新設分割株式会社の債権者は、民法424条の規定により、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができると解される。この場合においては、その債権の保全に必要な限度で新設分割設立株式会社への権利の承継の効力を否定することができるというべきである。」

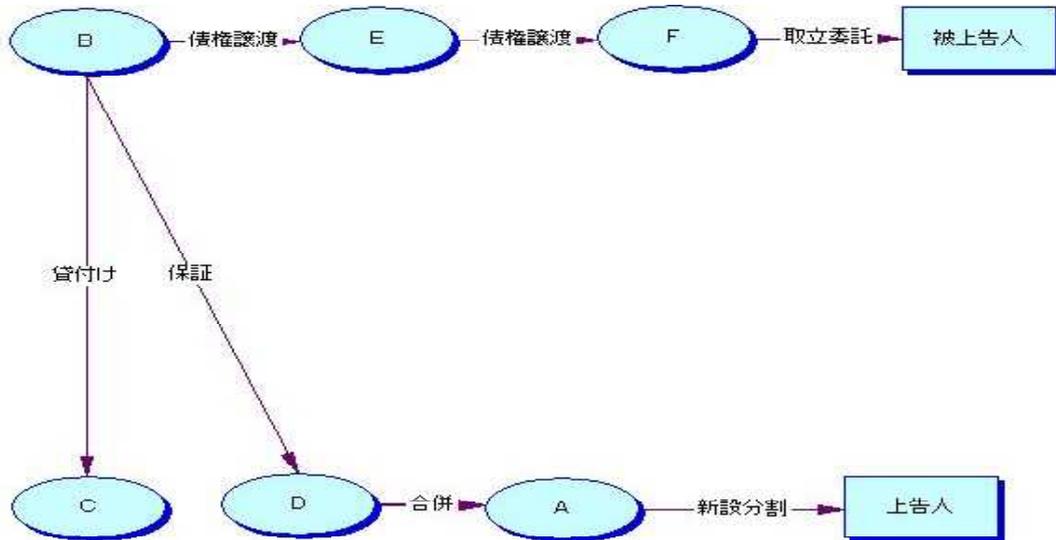
3 感想

私も、本件のようなことは、顧問先の金融機関から相談を受けたことがある。そのような馬鹿なことがあるものかと思っただが、本件と同じように、債務は承継せず、不動産は全部承継してもぬけの殻にする会社分割が行われていた。詐害行為取消権の行使も考えたが、訴訟の提起には内部の合意も必要であり、費用も要するのでそう簡単ではない。結局、担当者次元で交渉して解決した模様であるが詳細は承知していない。

このような会社分割は、債権者の債権の引き当てにとしては不動産の代わりに株式があるから同じであろうとの考えで認められたのかもしれないが、債権者の立場からすれば、差し押さえることができる不動産があるのと、差押えが困難極まる株式があるのでは全く異なる。このようなことが十分に議論されないまま立法されたのであろうか。「債務を合法的に免れる法」として新設分割が流行しているのは極めて遺憾である。

会社の新設分割による不動産の承継は詐害行為取消権の対象となる
(最判小2平成24・10・12民集66巻10号3311頁)

大阪学院大学大学院教授 細見利明



1 事案の概要

(1) 被上告人（原告，被控訴人）は，債権管理回収業に関する特別措置法2条3項に規定する債権回収会社であり，貸金債権者Fから債権回収の委託を受けた者である。なお，債権回収会社とは，弁護士法の特例として，弁護士又は弁護士法人以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行うことを認められた法務大臣の許可を受けた会社である。

上告人（被告，控訴人）は，保証債務の債務者Aから新設分割された会社であり，会社の新設分割によりAが所有していた不動産を承継し，所有権移転登記を受けた者である。

(2) B（信用組合）は，平成12年12月13日，Cに対し，5億6000万円を貸し付け，同日，Dが保証した。その後，債権者のBはEに，EはFに，順次貸金債権を譲渡したので，Fが貸金債権と保証債権の債権者になった。Fは，被上告人に本件貸金債権の管理及び回収を委託した。

(3) 保証人のDはAに吸収合併された。

(4) Aは本件不動産以外に見るべき資産を有していなかったところ，Aは，平成19年9月1日，株式会社である上告人を新設分割し，本件不動産を上告人に承継させ，会社分割を原因とする所有権移転登記を経由した。なお，本件保証債務は上告人に承継されずAが保証人とどまったが，Aの資産は上告人が新設分割により発行した株式のみであった。

(5) 被上告人は，上告人に対し，詐害行為取消権を行使し，本件不動産に対する所有権

移転登記の抹消登記手続を求める訴訟を提起した。第1審は被上告人の請求を認容し、控訴審は上告人の控訴を棄却したので、上告人が上告受理を申し立てた。

2 最高裁判決（上告棄却）

「新設分割は、一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることであるから（会社法2条30号）、財産権を目的とする法律行為としての性質を有するものであるということが出来るが、他方で、新たな会社の設立をその内容に含む会社の組織に関する行為でもある。財産権を目的とする法律行為としての性質を有する以上、会社の組織に関する行為であることを理由として直ちに新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することは出来ないが（大審院大正7年（オ）第464号同年10月28日判決・民録24輯2195頁参照）、このような新設分割の性質からすれば、当然に新設分割が詐害行為取消権行使の対象になると解することもできず、新設分割について詐害行為取消権を行使してこれを取り消すことができるか否かについては、新設分割に関する会社法その他の法令における諸規定の内容を更に検討して判断することを要するというべきである。

そこで検討すると、まず、会社法その他の法令において、新設分割が詐害行為取消権行使の対象となることを否定する明文の規定は存しない。また、会社法上、新設分割をする株式会社（以下「新設分割株式会社」という。）の債権者を保護するための規定が設けられているが（同法810条）、一定の場合を除き新設分割株式会社に対して債務の履行を請求できる債権者は上記規定による保護の対象とはされておらず、新設分割により新たに設立する株式会社（以下「新設分割設立株式会社」という。）にその債権に係る債務が承継されず上記規定による保護の対象ともされていない債権者については、詐害行為取消権によってその保護を図る必要性がある場合が存するところである。

ところで、会社法上、新設分割の無効を主張する方法として、法律関係の画一的確定等の観点から原告適格や提訴期間を限定した新設分割無効の訴えが規定されているが（同法828条1項10号）、詐害行為取消権の行使によって新設分割を取り消したとしても、その取消しの効力は、新設分割による株式会社の設立の効力には何ら影響を及ぼすものではないというべきである。したがって、上記のように債権者保護の必要性がある場合において、会社法上新設分割無効の訴えが規定されていることをもって、新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することは出来ない。

そうすると、株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立株式会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることもできない新設分割株式会社の債権者は、民法424条の規定により、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができると解される。この場合においては、その債権の保全に必要な限度で新設分割設立株式会社への権利の承継の効力を否定することができるというべきである。」

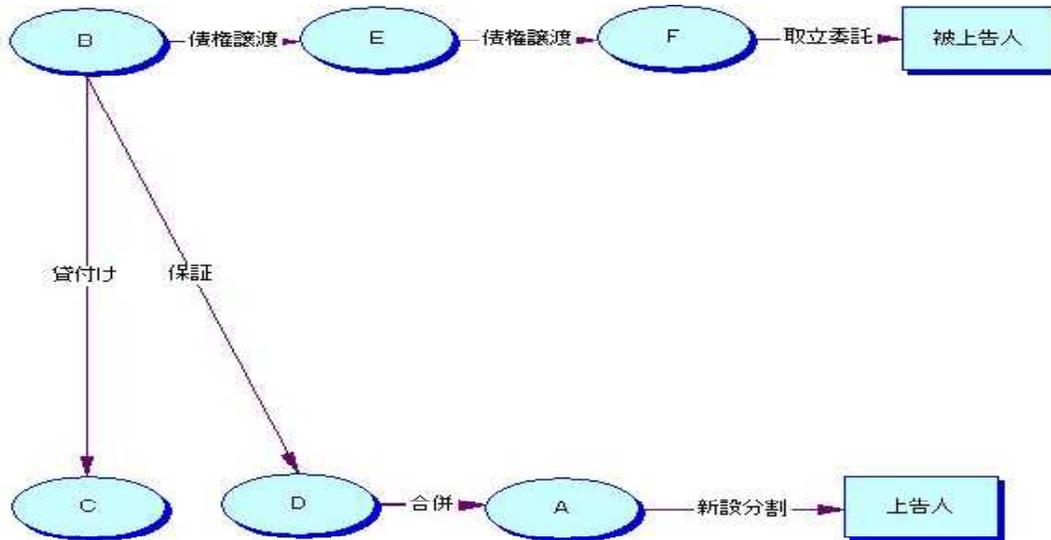
3 感想

私も、本件のようなことは、顧問先の金融機関から相談を受けたことがある。そのような馬鹿なことがあるものかと思っただが、本件と同じように、債務は承継せず、不動産は全部承継してもぬけの殻にする会社分割が行われていた。詐害行為取消権の行使も考えたが、訴訟の提起には内部の合意も必要であり、費用も要するのでそう簡単ではない。結局、担当者次元で交渉して解決した模様であるが詳細は承知していない。

このような会社分割は、債権者の債権の引き当てにとしては不動産の代わりに株式があるから同じであろうとの考えで認められたのかもしれないが、債権者の立場からすれば、差し押さえることができる不動産があるのと、差押えが困難極まる株式があるのでは全く異なる。このようなことが十分に議論されないまま立法されたのであろうか。「債務を合法的に免れる法」として新設分割が流行しているのは極めて遺憾である。

会社の新設分割による不動産の承継は詐害行為取消権の対象となる
(最判小2平成24・10・12民集66巻10号3311頁)

大阪学院大学大学院教授 細見利明



1 事案の概要

(1) 被上告人（原告，被控訴人）は，債権管理回収業に関する特別措置法2条3項に規定する債権回収会社であり，貸金債権者Fから債権回収の委託を受けた者である。なお，債権回収会社とは，弁護士法の特例として，弁護士又は弁護士法人以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行うことを認められた法務大臣の許可を受けた会社である。

上告人（被告，控訴人）は，保証債務の債務者Aから新設分割された会社であり，会社の新設分割によりAが所有していた不動産を承継し，所有権移転登記を受けた者である。

(2) B（信用組合）は，平成12年12月13日，Cに対し，5億6000万円を貸し付け，同日，Dが保証した。その後，債権者のBはEに，EはFに，順次貸金債権を譲渡したので，Fが貸金債権と保証債権の債権者になった。Fは，被上告人に本件貸金債権の管理及び回収を委託した。

(3) 保証人のDはAに吸収合併された。

(4) Aは本件不動産以外に見るべき資産を有していなかったところ，Aは，平成19年9月1日，株式会社である上告人を新設分割し，本件不動産を上告人に承継させ，会社分割を原因とする所有権移転登記を経由した。なお，本件保証債務は上告人に承継されずAが保証人とどまったが，Aの資産は上告人が新設分割により発行した株式のみであった。

(5) 被上告人は，上告人に対し，詐害行為取消権を行使し，本件不動産に対する所有権

移転登記の抹消登記手続を求める訴訟を提起した。第1審は被上告人の請求を認容し、控訴審は上告人の控訴を棄却したので、上告人が上告受理を申し立てた。

2 最高裁判決（上告棄却）

「新設分割は、一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることであるから（会社法2条30号）、財産権を目的とする法律行為としての性質を有するものであるということが出来るが、他方で、新たな会社の設立をその内容に含む会社の組織に関する行為でもある。財産権を目的とする法律行為としての性質を有する以上、会社の組織に関する行為であることを理由として直ちに新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することはできないが（大審院大正7年（オ）第464号同年10月28日判決・民録24輯2195頁参照）、このような新設分割の性質からすれば、当然に新設分割が詐害行為取消権行使の対象になると解することもできず、新設分割について詐害行為取消権を行使してこれを取り消すことができるか否かについては、新設分割に関する会社法その他の法令における諸規定の内容を更に検討して判断することを要するというべきである。

そこで検討すると、まず、会社法その他の法令において、新設分割が詐害行為取消権行使の対象となることを否定する明文の規定は存しない。また、会社法上、新設分割をする株式会社（以下「新設分割株式会社」という。）の債権者を保護するための規定が設けられているが（同法810条）、一定の場合を除き新設分割株式会社に対して債務の履行を請求できる債権者は上記規定による保護の対象とはされておらず、新設分割により新たに設立する株式会社（以下「新設分割設立株式会社」という。）にその債権に係る債務が承継されず上記規定による保護の対象ともされていない債権者については、詐害行為取消権によってその保護を図る必要性がある場合が存するところである。

ところで、会社法上、新設分割の無効を主張する方法として、法律関係の画一的確定等の観点から原告適格や提訴期間を限定した新設分割無効の訴えが規定されているが（同法828条1項10号）、詐害行為取消権の行使によって新設分割を取り消したとしても、その取消しの効力は、新設分割による株式会社の設立の効力には何ら影響を及ぼすものではないというべきである。したがって、上記のように債権者保護の必要性がある場合において、会社法上新設分割無効の訴えが規定されていることをもって、新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することはできない。

そうすると、株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立株式会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることもできない新設分割株式会社の債権者は、民法424条の規定により、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができると解される。この場合においては、その債権の保全に必要な限度で新設分割設立株式会社への権利の承継の効力を否定することができるというべきである。」

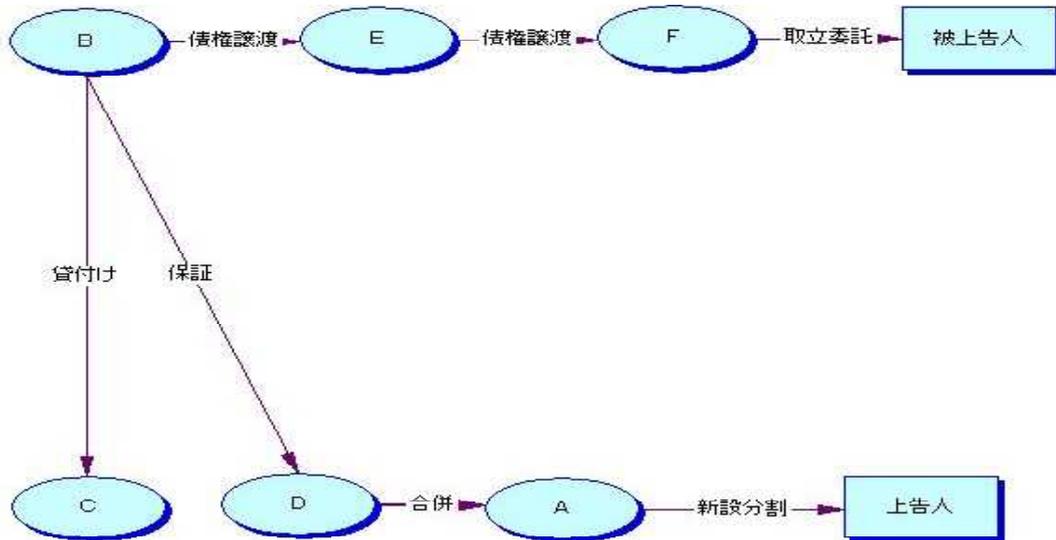
3 感想

私も、本件のようなことは、顧問先の金融機関から相談を受けたことがある。そのような馬鹿なことがあるものかと思っただが、本件と同じように、債務は承継せず、不動産は全部承継してもぬけの殻にする会社分割が行われていた。詐害行為取消権の行使も考えたが、訴訟の提起には内部の合意も必要であり、費用も要するのでそう簡単ではない。結局、担当者次元で交渉して解決した模様であるが詳細は承知していない。

このような会社分割は、債権者の債権の引き当てにとしては不動産の代わりに株式があるから同じであろうとの考えで認められたのかもしれないが、債権者の立場からすれば、差し押さえることができる不動産があるのと、差押えが困難極まる株式があるのでは全く異なる。このようなことが十分に議論されないまま立法されたのであろうか。「債務を合法的に免れる法」として新設分割が流行しているのは極めて遺憾である。

会社の新設分割による不動産の承継は詐害行為取消権の対象となる
(最判小2平成24・10・12民集66巻10号3311頁)

大阪学院大学大学院教授 細見利明



1 事案の概要

(1) 被上告人（原告，被控訴人）は，債権管理回収業に関する特別措置法2条3項に規定する債権回収会社であり，貸金債権者Fから債権回収の委託を受けた者である。なお，債権回収会社とは，弁護士法の特例として，弁護士又は弁護士法人以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行うことを認められた法務大臣の許可を受けた会社である。

上告人（被告，控訴人）は，保証債務の債務者Aから新設分割された会社であり，会社の新設分割によりAが所有していた不動産を承継し，所有権移転登記を受けた者である。

(2) B（信用組合）は，平成12年12月13日，Cに対し，5億6000万円を貸し付け，同日，Dが保証した。その後，債権者のBはEに，EはFに，順次貸金債権を譲渡したので，Fが貸金債権と保証債権の債権者になった。Fは，被上告人に本件貸金債権の管理及び回収を委託した。

(3) 保証人のDはAに吸収合併された。

(4) Aは本件不動産以外に見るべき資産を有していなかったところ，Aは，平成19年9月1日，株式会社である上告人を新設分割し，本件不動産を上告人に承継させ，会社分割を原因とする所有権移転登記を経由した。なお，本件保証債務は上告人に承継されずAが保証人にとどまったが，Aの資産は上告人が新設分割により発行した株式のみであった。

(5) 被上告人は，上告人に対し，詐害行為取消権を行使し，本件不動産に対する所有権

移転登記の抹消登記手続を求める訴訟を提起した。第1審は被上告人の請求を認容し、控訴審は上告人の控訴を棄却したので、上告人が上告受理を申し立てた。

2 最高裁判決（上告棄却）

「新設分割は、一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることであるから（会社法2条30号）、財産権を目的とする法律行為としての性質を有するものであるということが出来るが、他方で、新たな会社の設立をその内容に含む会社の組織に関する行為でもある。財産権を目的とする法律行為としての性質を有する以上、会社の組織に関する行為であることを理由として直ちに新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することはできないが（大審院大正7年（オ）第464号同年10月28日判決・民録24輯2195頁参照）、このような新設分割の性質からすれば、当然に新設分割が詐害行為取消権行使の対象になると解することもできず、新設分割について詐害行為取消権を行使してこれを取り消すことができるか否かについては、新設分割に関する会社法その他の法令における諸規定の内容を更に検討して判断することを要するというべきである。

そこで検討すると、まず、会社法その他の法令において、新設分割が詐害行為取消権行使の対象となることを否定する明文の規定は存しない。また、会社法上、新設分割をする株式会社（以下「新設分割株式会社」という。）の債権者を保護するための規定が設けられているが（同法810条）、一定の場合を除き新設分割株式会社に対して債務の履行を請求できる債権者は上記規定による保護の対象とはされておらず、新設分割により新たに設立する株式会社（以下「新設分割設立株式会社」という。）にその債権に係る債務が承継されず上記規定による保護の対象ともされていない債権者については、詐害行為取消権によってその保護を図る必要性がある場合が存するところである。

ところで、会社法上、新設分割の無効を主張する方法として、法律関係の画一的確定等の観点から原告適格や提訴期間を限定した新設分割無効の訴えが規定されているが（同法828条1項10号）、詐害行為取消権の行使によって新設分割を取り消したとしても、その取消しの効力は、新設分割による株式会社の設立の効力には何ら影響を及ぼすものではないというべきである。したがって、上記のように債権者保護の必要性がある場合において、会社法上新設分割無効の訴えが規定されていることをもって、新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することはできない。

そうすると、株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立株式会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることもできない新設分割株式会社の債権者は、民法424条の規定により、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができると解される。この場合においては、その債権の保全に必要な限度で新設分割設立株式会社への権利の承継の効力を否定することができるというべきである。」

3 感想

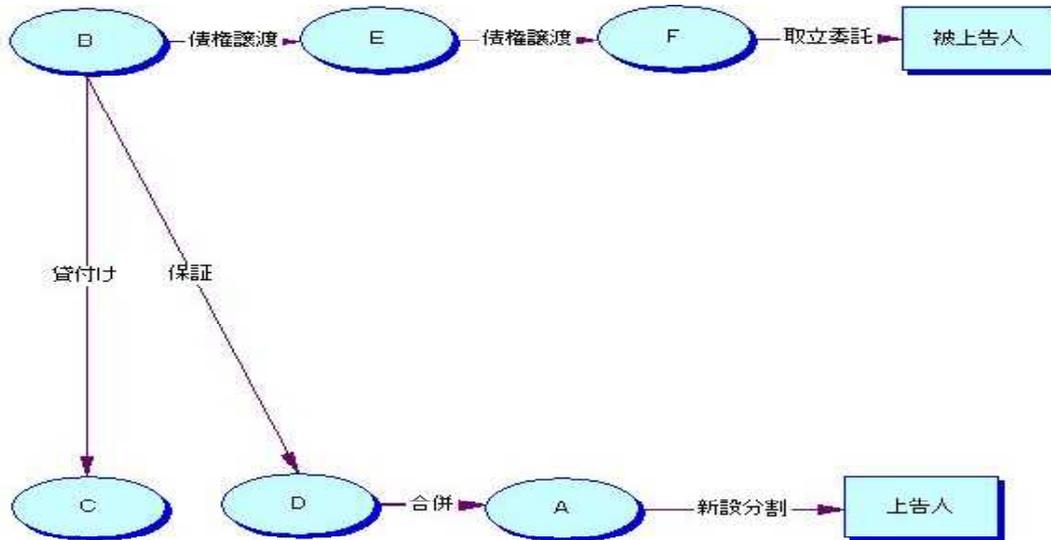
私も、本件のようなことは、顧問先の金融機関から相談を受けたことがある。そのような馬鹿なことがあるものかと思っただが、本件と同じように、債務は承継せず、不動産は全部承継してもぬけの殻にする会社分割が行われていた。詐害行為取消権の行使も考えたが、訴訟の提起には内部の合意も必要であり、費用も要するのでそう簡単ではない。結局、担当者次元で交渉して解決した模様であるが詳細は承知していない。

このような会社分割は、債権者の債権の引き当てにとしては不動産の代わりに株式があるから同じであろうとの考えで認められたのかもしれないが、債権者の立場からすれば、差し押さえることができる不動産があるのと、差押えが困難極まる株式があるのでは全く異なる。このようなことが十分に議論されないまま立法されたのであろうか。

「債務を合法的に免れる法」として新設分割が流行しているのは極めて遺憾である。

会社の新設分割による不動産の承継は詐害行為取消権の対象となる
(最判小2平成24・10・12民集66巻10号3311頁)

大阪学院大学大学院教授 細見利明



1 事案の概要

(1) 被上告人（原告，被控訴人）は，債権管理回収業に関する特別措置法2条3項に規定する債権回収会社であり，貸金債権者Fから債権回収の委託を受けた者である。なお，債権回収会社とは，弁護士法の特例として，弁護士又は弁護士法人以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行うことを認められた法務大臣の許可を受けた会社である。

上告人（被告，控訴人）は，保証債務の債務者Aから新設分割された会社であり，会社の新設分割によりAが所有していた不動産を承継し，所有権移転登記を受けた者である。

(2) B（信用組合）は，平成12年12月13日，Cに対し，5億6000万円を貸し付け，同日，Dが保証した。その後，債権者のBはEに，EはFに，順次貸金債権を譲渡したので，Fが貸金債権と保証債権の債権者になった。Fは，被上告人に本件貸金債権の管理及び回収を委託した。

(3) 保証人のDはAに吸収合併された。

(4) Aは本件不動産以外に見るべき資産を有していなかったところ，Aは，平成19年9月1日，株式会社である上告人を新設分割し，本件不動産を上告人に承継させ，会社分割を原因とする所有権移転登記を経由した。なお，本件保証債務は上告人に承継されずAが保証人にとどまったが，Aの資産は上告人が新設分割により発行した株式のみであった。

(5) 被上告人は，上告人に対し，詐害行為取消権を行使し，本件不動産に対する所有権

移転登記の抹消登記手続を求める訴訟を提起した。第1審は被上告人の請求を認容し、控訴審は上告人の控訴を棄却したので、上告人が上告受理を申し立てた。

2 最高裁判決（上告棄却）

「新設分割は、一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることであるから（会社法2条30号）、財産権を目的とする法律行為としての性質を有するものであるということが出来るが、他方で、新たな会社の設立をその内容に含む会社の組織に関する行為でもある。財産権を目的とする法律行為としての性質を有する以上、会社の組織に関する行為であることを理由として直ちに新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することはできないが（大審院大正7年（オ）第464号同年10月28日判決・民録24輯2195頁参照）、このような新設分割の性質からすれば、当然に新設分割が詐害行為取消権行使の対象になると解することもできず、新設分割について詐害行為取消権を行使してこれを取り消すことができるか否かについては、新設分割に関する会社法その他の法令における諸規定の内容を更に検討して判断することを要するというべきである。

そこで検討すると、まず、会社法その他の法令において、新設分割が詐害行為取消権行使の対象となることを否定する明文の規定は存しない。また、会社法上、新設分割をする株式会社（以下「新設分割株式会社」という。）の債権者を保護するための規定が設けられているが（同法810条）、一定の場合を除き新設分割株式会社に対して債務の履行を請求できる債権者は上記規定による保護の対象とはされておらず、新設分割により新たに設立する株式会社（以下「新設分割設立株式会社」という。）にその債権に係る債務が承継されず上記規定による保護の対象ともされていない債権者については、詐害行為取消権によってその保護を図る必要性がある場合が存するところである。

ところで、会社法上、新設分割の無効を主張する方法として、法律関係の画一的確定等の観点から原告適格や提訴期間を限定した新設分割無効の訴えが規定されているが（同法828条1項10号）、詐害行為取消権の行使によって新設分割を取り消したとしても、その取消しの効力は、新設分割による株式会社の設立の効力には何ら影響を及ぼすものではないというべきである。したがって、上記のように債権者保護の必要性がある場合において、会社法上新設分割無効の訴えが規定されていることをもって、新設分割が詐害行為取消権行使の対象にならないと解することはできない。

そうすると、株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新設分割設立株式会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることもできない新設分割株式会社の債権者は、民法424条の規定により、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができると解される。この場合においては、その債権の保全に必要な限度で新設分割設立株式会社への権利の承継の効力を否定することができるというべきである。」

3 感想

私も、本件のようなことは、顧問先の金融機関から相談を受けたことがある。そのような馬鹿なことがあるものかと思っただが、本件と同じように、債務は承継せず、不動産は全部承継してもぬけの殻にする会社分割が行われていた。詐害行為取消権の行使も考えたが、訴訟の提起には内部の合意も必要であり、費用も要するのでそう簡単ではない。結局、担当者次元で交渉して解決した模様であるが詳細は承知していない。

このような会社分割は、債権者の債権の引き当てにとしては不動産の代わりに株式があるから同じであろうとの考えで認められたのかもしれないが、債権者の立場からすれば、差し押さえることができる不動産があるのと、差押えが困難極まる株式があるのでは全く異なる。このようなことが十分に議論されないまま立法されたのであろうか。「債務を合法的に免れる法」として新設分割が流行しているのは極めて遺憾である。